

福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	同行援護	視覚障害者に、外出時の同行支援、視覚的情報の支援等を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練) ※利用期間の定めがあります	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援 ※利用期間の定めがあります	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある人その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などをおこないます
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います
	移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	日中一時支援事業	一時的に見守りなどの支援が必要な方に活動の場を提供します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います 例：訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、福祉ホーム事業 など

障害児通所サービス	児童発達支援	未就学の障害児等に、日常動作の訓練や集団への適応訓練等を行います
	医療型児童発達支援	肢体不自由児に、児童発達支援及び医学的な管理下での支援を行います
	放課後等デイサービス	就学児に、生活能力向上の訓練や社会交流促進の支援を行います
	保育所等訪問支援	保育所等へ支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的支援を行います
相談支援事業	計画相談支援	<p>○サービス利用支援 障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います</p> <p>○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います</p>
	地域相談支援	<p>○地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います</p> <p>○地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います</p>
	障害児相談支援	<p>○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います</p> <p>○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います</p>